

2024年3月13日

教職員各位

国立大学法人東京大学

「労働者派遣の役務の提供を受ける派遣受入期間の延長について」の検討結果

1. 意見を聴取した過半数代表者の氏名  
国立大学法人東京大学 駒場地区事業場教職員過半数代表者 門内 靖明
2. 過半数代表者に通知した事項及び通知した日  
延長しようとする派遣期間3年  
(2024年10月1日～2027年9月30日)
3. 過半数代表者から意見を聴いた日及び当該意見の内容  
意見を聴いた日 2024年2月20日  
意見の内容 異議なし

以上により、国立大学法人東京大学駒場地区事業場においては、労働者派遣の役務の提供を受ける派遣受入期間を2024年10月1日～2027年9月30日まで3年間延長することとする。

以上